水道料の改定などを可決

一般会計 4億6,300万円を補正

市議会6月報告

六月定例市議会は、さる七月十二日、市から提案されました二十九議案を可決し、また請願、陳情六件を採択しました。なお、三月議会から継続審議となっていました市収入役人事はなおも継続審議として、会期三十日間の幕を閉じました。

慎重審議の結果、四十七年度一般会計の補正予算をはじめ給水条例の一部改正、工事契約の締結などが可決されました。

六月定例市議会で採決された議案のうち、給水条例の一部改正はさる三月議会に成立しなかったもので、三月の公聴会で市民各層の代表者から寄せられた意見、それに議会委員会の審議経過をふまえて一部手直しされて、六月議会に再提案されたものです。

採決された議案の内容は次の通りです。

▼四億六千三百万余円を追加補正する四十八年度一般会計予算

▼国民健康保険などの事業会計予算の補正

▼水道料金を改定するための給水条例など条例の一部改正

▼東港地域水道用水供給企業団の設立

▼東清掃工場爆発事故にかかわる損害賠償事件の、市と建設業者との和解

▼固定資産評価員の選任

▼市長専決処分

▼はしご付き消防ポンプ自動車購入の財産の取得

▼公害防止のために、西清掃工場ごみ焼却施設に電気集じん装置を設置する工事、同工場のし尿処理施設を改造する工事、また上所島の「市民マンション」の分譲店舗および集会室新築工事。これら工事の契約の締結

請願、陳情 六件を採択

請願、陳情で採択されたのは次の通りです。

〈請願〉▼元島団地の市道復元整備について ▼ホテル「琥珀」建築の反対について ▼市立高等看護学校の移転後の建物利用について

〈陳情〉▼中央卸売市場設置について ▼上越新幹線建設に伴う代替地の確保について ▼「出入国法案」反対について

先行投資で将来の水需要に備える。〈建設中の阿賀野川取水塔〉

水道料金九月から変わる

8㎥まで三百二十円に 超過料金が三段階に

六月市議会で水道料金の改定が決まり、新しい料金は九月分の料金として徴収する分から適用されることになりました。

今回の料金改定は水需要の増加による拡張事業の必要性と、これにともなう財政の窮状を打開して、より一層市民の皆さんの水道として、サービスの向上を図るために行なわれたわけです。

今回の改定にあたっては……

①一般家庭の生活用水を優先的に配慮しています。

②いままで料金格差のあった北部区域（松浜、濁川地区）も同一料金にしています。

③超過料金を三段階逓増方式として一般家庭への影響を小さく押えています。

料金格差解消

それでは、どんな風に変わるかといいますと……

第一点は、基本料金が一世帯一か月八立方メートルまで二百四十円のものが三百二十円になります。これにより北部水道の料金との差がなくなります。

新旧料金表

いままでの料金

種別		用途	基本料金 北部を除く区域	基本料金 北部	超過料金 北部を除く区域	超過料金 北部
専用給水装置	第1種	家事及び営業用	8立方メートルまで240円	8立方メートルまで320円	1立方メートルにつき35円	1立方メートルにつき45円
	第2種	公衆浴場用	300立方メートルまで5,000円	300立方メートルまで6,600円	1立方メートルにつき15円	1立方メートルにつき20円
	第3種	官公署及びこれに準ずるもの並びに工場学校及び病院用	20立方メートルまで600円	20立方メートルまで800円	1立方メートルにつき35円	1立方メートルにつき45円
	第4種	船舶給水用	1立方メートルにつき35円			
共用給水装置		家事用	1世帯10立方メートルまで180円	1世帯10立方メートルまで240円	1立方メートルにつき20円	1立方メートルにつき26円
私設消火せん		演習用	1せん放水時間10分につき225円	1せん放水時間10分につき300円		

新しい料金

種別	用途	基本料金	超過料金
専用給水装置	一般用	8立方メートルまで 320円	1立方メートルにつき 80立方メートルをこえ30立方メートルまでの分 45円 / 30立方メートルをこえ50立方メートルまでの分 50円 / 50立方メートルをこえる分 55円
	公衆浴場用	300立方メートルまで 6,000円	1立方メートルにつき 16円
	船舶給水用	1立方メートルにつき 45円	
共用給水装置	家事用	1世帯10立方メートルまで240円	1立方メートルにつき 26円
私設消火せん	演習用	1せん放水時間 10分につき 300円	

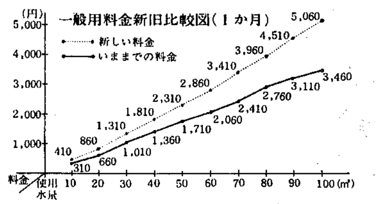

第二点は、超過料金が八立方メートルをこえますと一立方メートルについて三十五円であったものが三段階になります。

第一段階は三十立方メートルまで一立方メートルについて四十五円となります。市民の皆さんは一か月二十立方メートル程度、水をお使いになる世帯が一番多いので二十立方メートルの五〇パーセント増しの三十立方メートルまでを一区切りとして改定幅をできるだけ低くおさえ、ご家庭で必要な水は充分お使いいただこうという考え方です。

基本水量または三十立方メートルまでの世帯が全市民の八六パーセントに当りますが、改定幅は一立方メートル当り十円、率にしますと二八・六パーセントから三三パーセントということになります。

第二段階は、三十立方メートルをこえ五十立方メートルまでの方は五十円で上げ幅は一立方メートル当り十五円、率にしますと四三パーセントになります。

第三段階は五十立方メートルをこえる場合、一立方メートル当り五十五円です。

つまり超過料金は多く使うほど高くなりますが、信濃川の水を家庭にお届けするまでには相当手間がかかっています。

従って、水道の水は「つくられるもの」ですからお互いに大切にしてゆこうという願いのあらわれといえます。

加入金制度採用

第三点は、加入金制度で次号で詳しくお伝えしますが、考え方を簡単にふれてみますと、水道は一番たくさん使用される量を過去の実績から推定して施設を拡張してゆくわけですが、この場合、市民一人一人の水の使用量の増加と新しくふえると予想される方々の使用量が拡張の要素となるわけです。

この新しくふえるであろう人たちの分までも料金の中でみてゆくことは不公平ではないかということで、加入金制度は最近あちこちの都市で採用されている方法です。

これは、一般的に水道管の大きさによって金額が決められています。

この加入金制度については、議会をはじめ市民の皆さんのご意見もあり、一般家庭用の小口径（十三ミリメートルおよび十六ミリメートル）につきましては、今回は見送ることになりました。

その他の点では、公衆浴場用の水については、基本料金として三百立方メートルまで五千円が六千円に、超過料金については一立方メートル十五円が十六円になります。また船舶給水用が一立方メートル三十五円が四十五円に、私設消火せんの演習用が一せん（栓）放水時間十分につき二百二十五円が三百円に、おのおの変わることになります。

施設整備に先行投資 皆さんのご協力を

水道事業財政のしくみとともに各都市の大きな悩みは水道水源の問題があります。

全国の水資源は、水量的にひっ迫し、しかも水質は悪化の一途にあるのが現状です。

日々、報告されていますように最近の雨不足のため、各都市では水不足が続いており、節水などの対策に苦慮しているわけですが、幸い新潟市の場合は信濃川、阿賀野川という水源面には安定した条件に恵まれています。

しかし、水道施設を用意しておかないと、いつこのようなことが生じないとも限りません。

すぐには造ることが出来ない施設だけに、先々の用意をしておかなければなりません。

水道局では「新料金（九月一日から）が適用される時期が、たまたま使用量の多い時期になっておりますが、これらの点、ご理解いただきご協力をお願いします」と呼びかけます。

市議会が大臣に意見書

市議会では、現在の公営企業法によって経営されている水道財政の仕組みについても論議し、最終日に次のような意見書が全員一致可決され、この意見書は政府関係省に提出されました。

水道事業に対する国庫補助の増額等に関する意見書（全文）

今日の水道事業は、都市化の進行及び生活水準の向上に伴い、施設の新設、拡張、改良等の事業の実施により、起債の元利償還金の増加が著しく加えて資材費、人件費等も増高し、このことが財政運営を困難にしている大きな要因となっているものであります。

このような窮迫した水道事業を建て直すため、水道法の抜本的改正並びに地方公営企業法の一部改正の動きがあるやにも聞いておりますが、本市議会としても、水道に関する建設事業等については、大幅な国庫補助の拡大及び経費負担の原則についても再検討をし、特段の配慮をはかられるよう強く要望いたします。

なお、政府債の増額並びに起債の利子の軽減償還期限の延長についても十分な措置を講じられるようあわせて要望いたします。

にいがた

市報

発行所 新潟市役所 新潟市西堀通6番町866 電話 代表(28)1000

編集人 本間高明 (担当企画部広報課)

印刷所 (株)旭光社

市の人口

		前月比
人口	401,984	(+760)
男	196,498	(+462)
女	205,486	(+298)
世帯数	122,463	(+407)

48年6月末日現在

(おもな内容)

二面 ●中央卸売市場を見学 ―中央高校生― ●中小企業団地をゆく〈2〉

三面 ●鳥屋野マンション入居者募集始まる。

四面 ●近づく新潟まつり準備は急ピッチ

電話案内

本庁 28―1000

東総合庁舎 41―4111

東地区事務所

工業振興課

衛生課

公害課

清掃業務課

清掃施設課

東保健所

中地区事務所 74―0321

74―4039

西地区事務所 62―3111

62―3405

北地区事務所 59―2721

59―2303

西保健所 66―5171

自然と歴史に親しむ 青年教室

★日時 9月4・7・11・14・18・21・23・25日、午後6時～9時

★会場 都市青年の家（新潟駅前）

★内容 登山計画の基本、天気図の見方 自然と開発、新潟の風土と文化など青年リーダー養成のために（9月23日はバスで移動教室）

★申込み ㊖定員80名（先着順）㊖しめきり8月20日まで、㊖氏名、住所（☎） 勤務先（☎）を明記し返信用封筒、切手を同封のうえ東堀通3―2、市社会教育課、「自然と歴史に親しむ青年教室」係へ。

読書会への招待

とりあげる作品 書名	著者名	日時	申し込期限
人間失格	太宰治	8月10日(金)	8月9日
かげろう日記遺文	室生犀生	9月10日(月)	9月8日
出家とその弟子	倉田百三	10月11日(木)	10月9日

＊対象 高校生以上の方

＊時間 午後6時～8時

＊会場 沼垂図書館2階児童室

＊テキスト 各自ご都合ください。

＊申込み ハガキまたは電話で出席したいテーマと住所、氏名を記入し、市立沼垂図書館へ（蒲原町7番1号）

市民病院

臨時雇 パートタイム **看護職員募集**

◇日勤 5時間勤務―9：00～14：00

8時間勤務―8：30～17：00

◇夜勤 準夜勤―16：30～1：00

深夜勤―0：30～9：00

◇勤務日数 最高1か月25日まで

◇その他 勤務時間、日数、勤務場所などは相談のうえ。夜勤は手当を支給。一定期間以上勤務の場合は、健保制度適用

◇問合わせ、申込み先

新潟市民病院看護部（紫竹山452）

☎41―3175番